

松戸市立総合医療センター第二期駐車場運営管理事業
制限付き一般競争入札の実施について

松戸市立総合医療センター
事務局 管財課

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び松戸市病院事業会計規程第93条第1項の規定により公告する。

記

- 1 事業名称 松戸市立総合医療センター第二期駐車場運営管理事業
- 2 事業場所 松戸市千駄堀993番地の1
- 3 事業概要 地方自治法第238条第2項第4号の規定に基づき、当院駐車場を事業者へ貸し付けし、事業者は賃貸借物件を有料駐車場として運営管理を行います。
- 4 賃貸借物件
- | 駐車場名 | 駐車場台数 | 面積 |
|-----------------------------|-------|---------|
| 第一駐車場
(身体障害者用駐車場12台分を含む) | 349台 | 10,353㎡ |
| 第二駐車場 | 24台 | 807㎡ |
| 第三駐車場
(身体障害者用駐車場1台分を含む) | 45台 | 1,312㎡ |
| 合計 | 418台 | 12,472㎡ |
- 5 賃貸借期間 令和4年12月27日から令和9年11月30日
- 6 予定価格 金1,100,000円(税抜) 金1,210,000円(税込)

- 7 事業担当部課 松戸市立総合医療センター事務局管財課
担当課長名 高橋 孝幸
連絡先 047-712-0756

8 事業所の適正化に向けて

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有していること。
(2) 業を営むに当たり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること。
(3) 業務履行中のトラブルの対処に係る体制が整っていること。
(4) その他

ア 事業実態の調査・確認をさせていただくことがあります。なお、事業所の営業活動の実態等が適正でないと明らかになった場合には、契約を解除もしくは入札参加資格を抹消することがあります。

イ 誓約書の提出について

事業所の適正化について、松戸市病院事業指定の誓約書を提出すること。

※松戸市病院事業ホームページ

(<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/information/r4/mchkanzai20220905.html>) からダウンロードすること。

9 入札参加資格要件

- (1) 次に掲げるいずれの者でもないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は一般競争入札参加申込の前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡りを出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていないもの

オ 松戸市建設工事等請負業者指名停止基準(昭和62年松戸市訓令甲第1号)に基づく指名停止の措置を受けている者

カ 国税及び松戸市税を滞納している者

キ 暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者

ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属している者

- (2) 次に掲げる実績を有する者であること。

ア 法人であること

- イ 駐車場管理業務の経験を5年以上有する者であること
- ウ 直近5年間に於いて、関東圏内（東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城）の病院で400床以上かつ駐車場台数300台以上の駐車場運営実績を有していること
- エ 過去10年間に市、国その他地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者。
- オ 経常損益が直近3か年連続でマイナスになっていないこと
- カ 個人情報保護の観点から、プライバシーマークを取得していること、又は個人情報保護規程等を定めていること

10 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式1号）を次の期間内に提出してください。

（1）申請期間

令和4年9月5日（月） 10時00分から

令和4年9月16日（金） 17時00分まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日等の休日を除く）

ただし、制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）を除く書類については、令和4年9月26日（月）までに提出するものとします。

（2）申請方法

所定の申請用紙に事業名称等を記入し、提出書類を管財課に持参により申請すること。

（3）提出書類

- ア 制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 事業所の適正化に向けた誓約書（様式第2号）
- ウ 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）
- エ 印鑑（登録）証明書（発行後3か月以内）
- オ 法人税の納税証明書その3の3（直近のもの）
- カ 市区町村民税納税証明書（直近のもの）
- キ 契約実績に係る証明書（契約書等の写し）
- ク 貸借対照表及び損益計算書（直近3か年分）
- ケ 法人の概要を説明する書類（会社案内のパンフレット等）
- コ プライバシーマークの取得を証するもの、又は個人情報保護規程等の写し

※各種様式は、松戸市病院事業ホームページ

（<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/information/r4/mchkanzai20220905.html>）からダウンロードしてください。

（4）提出部数 1部

1.1 入札参加資格確認通知等

- (1) 資格審査結果については、令和4年9月29日（木）までに通知いたします。
- (2) 資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、管財課へその詳細な理由を求めることができます。その説明を求める場合は、資格審査結果通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出することができます。
- (3) 入札参加資格確認通知から入札日までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、本事業の入札に参加することはできません。
- (4) 入札を辞退される場合には、入札辞退届（様式第4号）に必要事項を記入の上、入札日前日までに提出してください。

1.2 契約条項等を示す場所

- (1) 契約書案及び仕様書等を示す場所
松戸市病院事業ホームページ
- (2) 仕様書等を示す期間
令和4年9月5日（月） 10時00分から掲出します。
- (3) 仕様書等に関する質疑方法
仕様書等に関し質疑のある場合は、下記により質疑を提出することができます。
なお、質疑がない場合であっても電子メールのアドレスを書き質疑提出先メールアドレスまで送信すること。
 - ア 質疑提出期間
令和4年9月5日（月） 10時00分から
令和4年9月20日（火） 12時00分まで
 - イ 質疑提出先メールアドレス
松戸市立総合医療センター 事務局 管財課
mchkanzai@city.matsudo.chiba.jp
 - ウ 質疑回答日
令和4年9月22日（水）までに回答いたします。
(質疑がない場合は回答いたしません。)

1.3 入札・開札日時場所

- (1) 日時 令和4年10月7日（金）11時00分
- (2) 場所 松戸市立総合医療センター 3階入札室
- (3) 入札方法 郵便入札にて実施します。
その他、持参による提出も可とします。
- (4) 入札書提出先 〒270-2296
千葉県松戸市千駄堀993番地の1
松戸市立総合医療センター事務局管財課 宛
- (5) 入札書提出期限 令和4年10月6日（木）15時00分 必着

- (6) 郵便入札について 郵便入札の詳細については、仕様書等と共に松戸市病院事業ホームページにて掲示いたします。

1.4 支払条件

賃貸借料は、当院が発行する請求書により、毎月指定する期日までに支払ってください。

1.5 入札書に記載する金額

入札参加者は、入札書（様式第3号）に必要事項を記載し、記名押印のうえ、郵送または持参してください。

入札金額は、参考売上（令和3年度松戸市立総合医療センター駐車場平均月商（税抜））に、入札参加者にて提案する貸付料割合を乗算した金額を記載してください。

なお、入札書に記載した貸付料割合が契約における貸付料割合となります。

※入札書に記載してある参考売上（令和3年度松戸市立総合医療センター駐車場平均月商（税抜）は100円未満の端数を切り捨て処理しています）

1.6 契約保証金

契約金額（税込み）の100分の10以上の額を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に松戸市病院事業を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が過去2年間に松戸市病院事業、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、本事業の契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、本事業の契約が契約金額300万円以上の請負契約（工事又は製造の請負契約にあつては、500万円以上）である場合は、この限りでない。
- (3) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

1.7 入札の中止

- (1) 入札の執行は、松戸市病院事業の都合により延期し、又は取り消すことがあります。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとします。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとします。

1 8 入札の無効

松戸市病院事業会計規程第 9 9 条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札者の記名押印がない入札
- (3) 指定の日時に提出しなかった入札
- (4) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (5) 同一入札について 2 通以上の入札をしたときはその全部の入札
- (6) 入札金額を修正した入札
- (7) 予定価格を下回る金額を記入した入札
- (8) 談合その他の不正行為によって行われた入札
- (9) その他入札条件に違反した入札

1 9 落札者の決定

- (1) 予定価格以上の価格で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。
- (2) 2 人以上の者が、落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、くじにより落札者を決定します。

2 0 契約金額（賃貸借料）の決定

賃貸借料（月額）は、当該月の駐車場総売上額（消費税及び地方消費税を含まない）に、入札書に記載した貸付料割合を乗じたものに、消費税及び地方消費税の額を加算した額とします。（端数が出た場合は小数点以下を切り捨てる）

なお、賃貸借料は賃貸借が開始される令和 4 年 1 2 月 2 7 日（火）から発生するものとします。

2 1 入札に係る問い合わせ先

松戸市立総合医療センター 事務局 管財課 施設班

電話番号 047-712-0756

F A X 047-712-2553